

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月23日

【発行者名】 三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)
(注)平成28年5月1日付で、三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJGlobal Custody S.A.)はその名称をルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg) S.A.)に変更する。

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 大西 信治
同 中野 恵太

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
(MUAM Global Cayman Trust)
- PIMCO インカム・ファンド 米ドル
(PIMCO Income Fund USD)
- PIMCO インカム・ファンド 円
(PIMCO Income Fund JPY)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】当初申込期間

PIMCO インカム・ファンド 米ドル - 年1回分配クラス受益証券：2.5億アメリカ合衆国ドル（約302億円）を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 円 - 年1回分配クラス受益証券：250億円を上限とする。

継続申込期間

PIMCO インカム・ファンド 米ドル - 毎月分配クラス受益証券：50億アメリカ合衆国ドル（約6,031億円）を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 円 - 毎月分配クラス受益証券：5,000億円を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 米ドル - 年1回分配クラス受益証券：50億アメリカ合衆国ドル（約6,031億円）を上限とする。

PIMCO インカム・ファンド 円 - 年1回分配クラス受益証券：5,000億円を上限とする。

（注1）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

PIMCO インカム・ファンド 米ドル：アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

PIMCO インカム・ファンド 円：日本円（以下「円」という。）

（注2）米ドルの円貨換算は、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝120.61円による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月12日に提出した有価証券届出書に関しまして、当初申込期間に関して日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額をサブ・ファンドの口座に払い込む日付を変更し、また、リスクに関する参考情報の記載を変更するべく、関連する記載事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

（注）下線部_____は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

（前略）

（９）払込期日

当初申込期間

平成28年３月８日（火曜日）（以下「当初払込日」ということがある。）

当初申込期間に関して日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、当初払込日までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「（１２）その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

継続申込期間

継続申込期間に関して各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日（同日を除く。）から４ファンド営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「（１２）その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（９）払込期日

当初申込期間

平成28年３月８日（火曜日）

当初申込期間に関して日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、平成28年３月９日（水曜日）までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「（１２）その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

継続申込期間

継続申込期間に関して各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的に保管会社のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日（同日を除く。）から４ファンド営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。

なお、投資者による払込みの方法については下記「（１２）その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

（後略）

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

３ 投資リスク

<訂正前>

（前略）

（３）リスクに関する参考情報

米ドル・年１回分配クラスおよび円・年１回分配クラスは、2016年３月９日に運用を開始するため、該当事項なし。

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2010年12月～2015年11月の5年間に於けるサブ・ファンドの課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです（なお、米ドル・毎月分配クラスおよび円・毎月分配クラスは2014年3月18日に運用を開始しました。）。

米ドル・毎月分配クラス



円・毎月分配クラス



サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

米ドル・毎月分配クラス



円・毎月分配クラス



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

※サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。設定から1年未満の時点では算出されません。

※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※サブ・ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

日 本 株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

<訂正後>

(前略)

(3) リスクに関する参考情報

米ドル・年1回分配クラスおよび円・年1回分配クラスは、2016年3月9日に運用を開始するため、該当事項なし。

各クラス受益証券の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2010年12月～2015年11月の5年間に於ける各クラス受益証券の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(なお、米ドル・毎月分配クラスおよび円・毎月分配クラスは2014年3月18日に運用を開始しました。)

米ドル・毎月分配クラス



円・毎月分配クラス



各クラス受益証券と代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、各クラス受益証券と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

米ドル・毎月分配クラス



円・毎月分配クラス



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。
- ※各クラス受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。設定から1年未満の時点では算出されません。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※各クラス受益証券と代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※各クラス受益証券の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※各クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※サブ・ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

●各資産クラスの指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数
- 日本国債・・・ブルームバーグ/EFFAS債券インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベスメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

第三部 特別情報

第4 その他

<訂正前>

（前略）

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

（後略）

<訂正後>

（前略）

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「各クラス受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

（後略）